「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」（以下「実施基準」）に規定する「医療機関リスト」の作成等に係る運用について、以下のとおり定める。

資料18－7　参考資料

* 1. 実施基準における規定は以下のとおり。
1. 実施基準本則４ページ

「医療機関リスト（第２号）」については、各圏域が「医療機関分類基準（第１号）」に基づいて作成。

1. 実施基準本則８ページ

各地域保健医療協議会は、医療機関分類基準（診療機能分類：実施基準本則Ｐ６（図表６））に基づき分類した医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称等を記載した本府統一のフォーマットによる医療機関リストを作成する。

また、作成した医療機関リストは、毎年、記載内容の変更等を確認・更新し（ただし必要に応じて、随時更新する。）その都度本府に報告する。

* 1. 申し出に係る具体的な手続きは以下のとおりとする。

|  |
| --- |
| 申出医療機関* 医療機関リストに掲載を申し出る医療機関（以下「申出医療機関」）は、所在する市域を管轄する保健所（以下「管轄保健所」）を経由して、大阪府知事あてに診療機能の変更（追加・削除）に係る申し出を行う。

【様式等】* + - * + 申出書面　「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申し出について）.docx
				+ 管轄保健所意見書書面　「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申し出ついて（送付）.docx
				+ その他、申し出に係る診療機能分類ごとの処置が適切に対応できる医療機関であるかを判断するデータ（ex.過去の手術実績、医師等の診療体制等）

管轄保健所* 管轄保健所は、申出医療機関が当該診療機能分類の処置が適切に対応できる医療機関であるかを、医師等の数及び診療体制、院内設備の設置状況並びに過去の手術実績等により確認する。

【確認項目の例】1. 当該診療科に従事する医師の数（うち専門医師の数）
2. 当該診療科における診療体制の状況（２４時間対応、医師当直体制、オンコール体制など）
3. 当該診療科に係る院内設備の設置状況（ex.循環器科にあっては冠状動脈疾患集中治療室（ＣＣＵ）の設置、64チャンネルマルチスライスＣＴ装置の設置、心臓カテーテル室の設置他）
4. 届出済みの基本診療料に係る施設基準
5. 過去（概ね３年程度）における当該診療科に係る手術実績
6. その他特記事項（ex.体外式人工肺（ＥＣＭＯ）対応の可否）
* 管轄保健所は、上記の確認を行ったときは、意見書を添えて北河内保健医療協議会（以下「地域保健医療協議会」）担当保健所あて送付する。

【様式等】* + - * + 管轄保健所意見書書面　「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申し出ついて（送付）.docx

地域保健医療協議会担当保健所* 北河内保健医療協議会（以下「本協議会」）担当保健所は、予め北河内保健医療協議会推進懇話会【救急懇話会】（以下「懇話会」）の意見を聴取したうえで、医療機関リストを更新し、保健医療室医療対策課（以下「医療対策課」）あて報告する。
	+ - 懇話会に対する意見聴取は、以下のとおり実施する。

本協議会担当保健所から懇話会担当保健所あてに、医療機関リストの更新に係る協議の依頼を行う。懇話会担当保健所において、医療機関リストの更新に係る協議を懇話会の会議題として設定し、委員各位の意見を取りまとめ、本協議会担当保健所あて報告する。* 本協議会担当保健所は、医療機関リストの更新に関する懇話会での意見聴取を踏まえて、本協議会へ報告する。

【様式等】* + - * + 報告書面　「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申し出について .docx
		- 申出医療機関より申出があった日から本協議会開催日まで、相当の日数（概ね３ヶ月以上）が見込まれる場合は、本協議会の開催を待たずに本協議会の会長及び副会長への報告をもって医療機関リストを更新し、医療対策課あて報告することとし、懇話会及び本協議会への報告を事後に行うものとする。
		- なお本協議会の会長及び副会長への報告の際には、懇話会会長及び副会長への報告も併せ行うことが望ましい。

医療対策課* 医療対策課は、地域保健医療協議会担当保健所から報告を受けた医療機関リストについて、大阪府ホームページに掲載（差替え）する。
* 医療機関リストに基づき、当該医療機関において、当該診療機能区分の応需情報等が入力（更新）できるよう救急・災害医療情報システム（ＯＲＩＯＮ）を設定する。
 |